

宅地販売のご案内

境野町六丁目地内

(境野小学校付近)

桐生市土地開発公社

境野町六丁目宅地販売日程

申込み受付期間	<p>期間：随時受付（先着順）</p> <p>時間：午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>場所：桐生市土地開発公社（桐生市役所5階） 都市整備部 都市計画課内</p> <p>ただし、土・日曜日、祝日を除く</p>
契約締結	<p>時間：午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>場所：桐生市役所 都市整備部 都市計画課内（5階）</p>
代金支払期限	<p>契約締結後1ヶ月以内に販売代金全額を、当公社の指定口座に振り込んでいただきます。</p>
土地の引渡	<p>所有権移転登記完了後速やかに行います。</p>
備考	



この販売地は、桐生市土地開発公社が造成した住宅用宅地です。
 購入を希望される人は、この案内書の内容をよくご確認のうえ、申込み
 手続をしてください。

販売区画数は、

1 区画

です。

問い合わせ先 桐生市土地開発公社（桐生市役所 都市整備部 都市計画課内）
 電話番号 （0277）46-1111（内線 741・785）

物件の概要

所在地	桐生市境野町六丁目地内（境野小学校付近）				
地目	宅地	区画	1区画	面積	329.62㎡
設備	道路	市道 幹線道路 幅員5.0m（アスファルト舗装） 区画道路 幅員4.5m（アスファルト舗装）			
	上水道	上水道が宅地まで配管してあります。（口径20mm）			
	下水道	公共下水道が宅地まで配管してあります。 （汚水枥・雨水枥が設置してあります。）			
	ガス	宅地まで都市ガスが配管してあります。（桐生ガス株）			
	電気 電話	団地内の電気、電話線施設から宅地に引込みができます。			
用途地域	第一種住居地域	建ぺい率	60%	容積率	200%
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 桐生駅 約4.0km ・ 桐生市役所 約3.0km ・ 境野小学校 約0.2km ・ 境野公民館 約0.5km ・ 境野郵便局 約0.5km ・ 学校区 境野小、中学校 				

◆ 販売の条件

この宅地販売には、次の条件があります。

- (1) 購入後3年以内にご自身で居住する住宅を建築し(三親等内の親族居住可)、生活の本拠とする人。
- (2) 代金全額を一括で、公社が指定する期日までに支払うことができる人。
※すでに宅地を所有している人も可能です。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している人でないこと。

◆ 支援事業

この宅地販売には、3つの支援事業があります。

- (1) **子育て支援金**
中学生以下の子が居住する子育て世帯に対し、20万を支給します。
- (2) **転入者支援金**
市外からの転入世帯に対し、15万円を支給します。
- (3) **建築奨励金**(販売価格表参照)
販売価格の5パーセント相当を建設奨励金として支給します。

この奨励金の該当になる人は、次の全ての条件に該当する人です。

- ① 売買契約締結の日から3年以内に住宅を建築する人
- ② 群馬県産の木材を構造物(土台・柱・梁)として50パーセント以上使用した住宅を建築する人
- ③ 桐生市内の建築業者(工務店)に請け負わせ、市内の材木店から構造材を取得して住宅を建築する人

※買い受け人の住宅が完成し、完成届(住民票の写し添付)提出後、支援事業の条件を満たしていると公社が認めた場合は、奨励金を支給します。

※ 住宅取得応援事業

桐生市で実施している「きりゅう暮らし応援事業(住宅取得応援助成)」も合わせて利用できます。詳しいことは、建築住宅課へお問い合わせください。

◆ 申込み方法

- (1) 申込み受付期間
随時受付(先着順)
午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土・日曜日、祝日を除く)
- (2) 申込み場所
桐生市土地開発公社(桐生市役所5階 都市整備部 都市計画課内)

◆ 申込み書類

このご案内に添付されている申込用紙に、区画番号その他の必要事項をご記入のうえ、提出してください。

- (1) 宅地購入申込書 1通
- (2) 誓約書 1通
- (3) 住民票の写し(世帯全員) 1通

◆ **申込みの注意**

- (1) 現地などをよく確認のうえ、申込用紙に記入してください。
- (2) 申込書には、申込者本人とその同居予定者がそれぞれ申込みを行うこと。いつわりの記載をし、もしくは購入の意思のない者に申込みを依頼するなどの不正な申込みは、すべて無効となります。
また、不正な申込みが判明した場合は失格となります。
- (3) 提出された書類は返却いたしません。

◆ **契約締結**

- (1) 日 時 準備が整い次第、こちらから契約する方に都合を伺います
(時間は午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2) 場 所 桐生市役所 都市整備部 都市計画課 (5階)
- (3) 当日持参するもの
 - ① 申込者の印鑑登録証明書 1通 (登記申請用)
 - ② 申込者の実印 (印鑑登録証明書に使用のもの)
 - ③ 収入印紙
 - ④ 登録免許税なお、共有者がいる人は、共有者の印鑑登録証明書、実印も持参してください。
- (4) 販売代金の支払
契約後一か月以内に、全額を当公社指定の口座に振り込んでください。

◆ **登記について**

- 代金の振り込み確認後、所有権移転登記を行います。
- (1) 土地の登記名義人は申込者(契約者)に限ります。ただし、共有名義にする場合はご相談ください。
 - (2) 所有権移転登記に要する登録免許税のみ、買い受け人の負担となります。

◆ **土地の引渡し**

- (1) 所有権移転登記完了後速やかに行います。
- (2) 登記識別情報通知 (不動産登記法改正前の権利証に代わるもの) をお渡ししますので、実印を持参してください。

◆ **住宅建築上の注意について**

この販売地は、建築基準法の用途地域は「第一種住居地域」に指定されており、また、住宅地として良好な環境を維持増進するため販売条件を定めていますので、建築物はこれらに適合するものでなければなりません。

主な基準及び条件は次のとおりです。

- (1) 建築物は1戸建ての住宅とします。
- (2) 建ぺい率は、60%以下とします。
- (3) 容積率は、200%以下とします。
- (4) 水道の量水器は、口径20mmとします。(口径の変更はできません)

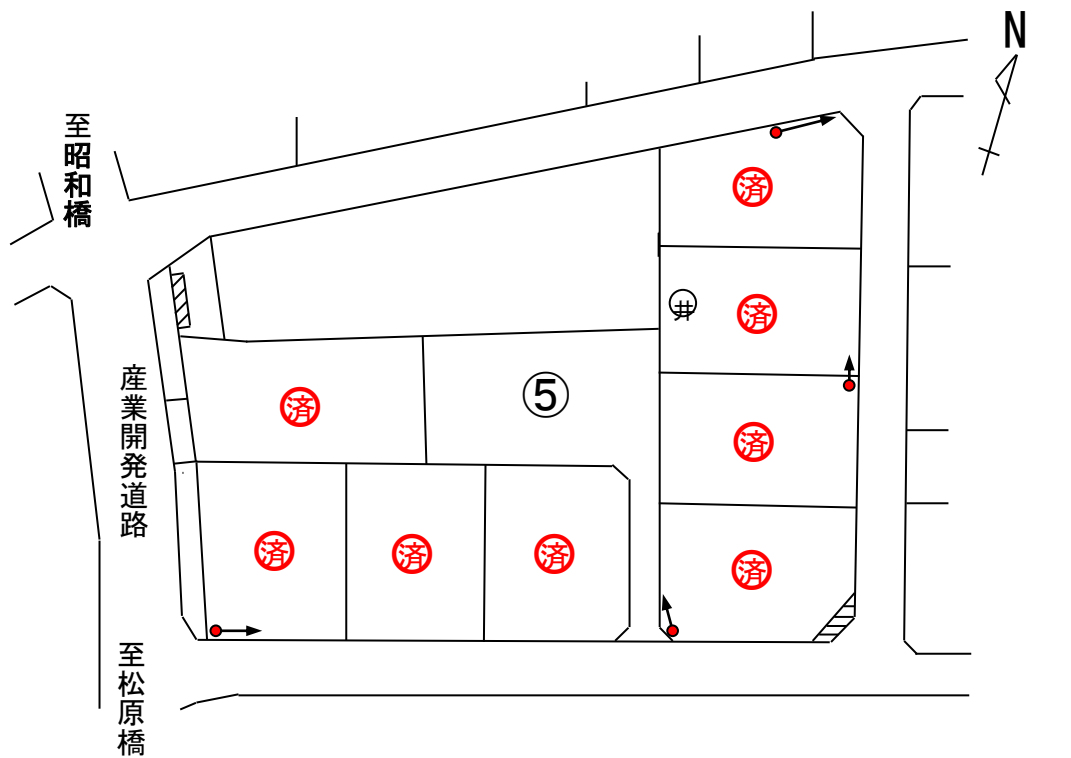
◆ **別途諸費用について**

- (1) 水道加入金 82,500円 (消費税込み) 口径20mm
※ 都市ガス(天然ガス)加入負担金及び、下水道受益者負担金の個人負担はありません。

販売価格表

区画	地番	面積		単価		販売価格	奨励金
		m ²	坪	円/m ²	円/坪	円	円
⑤	1574-9	329.62	約 99.71	約 22,200	約 73,543	6,790,000	339,000

区画図



凡 例

- 電 柱
- 電 線
- ▨ ゴミステーション
- ⊕ 井 戸 跡